

豊中市成年後見人等報酬助成実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家庭裁判所が成年後見人、保佐人及び補助人(以下「後見人等」という。)を選任した者について、その後見人等の報酬の全部又は一部を助成することにより、後見人等が適切な身上監護、財産管理を行い、被後見人、被保佐人及び被補助人の日常生活の支援や福祉の向上、権利擁護を図ることができるよう支援することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 後見人等の報酬に対する助成(以下「助成」という。)を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、家庭裁判所により弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士、税理士、精神保健福祉士その他親族以外の専門職が後見人等に選任された者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 豊中市内に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民基本台帳に記載されている者で、次のいずれにも該当する者
 - ア. 対象者及び対象者と生計を一にする世帯員全員が生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条の規定に基づく被保護者又は市民税非課税である者
 - イ. 対象者の預貯金が500,000円未満であって、かつ、対象者が居住する家屋及びその土地その他日常に必要な資産以外に処分すべき資産がないこと
 - (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)第13条の規定に基づく本市の住所地特例対象被保険者であって、第1号ア・イのいずれにも該当する者
 - (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第19条、第51条、第52条、第76条の規定に基づき、本市が介護給付費等の支給決定を行っている者であって、第1号ア・イのいずれにも該当する者
 - (4) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条又は第16条の規定による本市の措置により市外の施設に入所している者で、第1号ア・イのいずれにも該当する者
- 2 前項の規定にかかわらず、本市以外の市区町村で成年後見人等報酬助成を受けている者は対象としない。

(助成対象経費)

第3条 助成の対象となる経費は、後見人等に対して支払うべき報酬額とする。

(申込受付期間及び助成対象期間)

第4条 第6条に規定する助成の申込みの受付期間は、家事事件手続法別表第1に規定する報酬付与の審判(以下「審判」という。)により家庭裁判所が報酬額を決定した日から1年以内であって、当該決定の対象期間の終日から1年以内とする。

- 2 助成の対象となる期間は、審判により家庭裁判所が決定した期間の終日から遡って算定し、当該期間が12月を超える場合は12月(成年後見人等が就職の日から最初に申し立てた審判の場合は当該期間、当該期間が24月を超える場合は24月)であって、第2条の要件に該当する期間とする。

(助成額)

第5条 対象者が受けすることができる助成額は、審判により家庭裁判所が決定した後見人等の報酬額の範囲内で、市長が認めたものとする。ただし、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定めるところにより算出さ

れる額を上限とする。

(1) 在宅生活者 後見等の事務が行われた月数×28,000円

在宅での生活をしている日が属する月(対象施設への入所等を開始した日及び対象施設から退所又は退院をした日を含む。)

(2) 介護老人福祉施設等の施設に入所又は病院等に入院している者 後見等の事務が行われた月数×18,000円

2 前項の規定により助成額の算定を行う場合において、1月に満たない日数があるときは、当該1月に満たない日数に係る助成額については、日割計算により算出するものとする。この場合において、当該算出した給付額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てるものとする。

3 複数人の後見人等が選任されている場合は、各々の報酬額を合算し、第1項及び第2項の規定により算出した額を助成する。

(助成申込みの手続き)

第6条 前条の報酬助成の申込みをすることができる者は、第2条に規定する対象者又は当該対象者の後見人等(保佐人及び補助人にあっては、代理権を付与されている者に限る。)とする。

2 報酬助成の申込みをしようとする者は、報酬付与の審判により家庭裁判所が報酬額を決定した後に、豊中市成年後見人等報酬助成申込書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

(助成の決定)

第7条 市長は、前項の申込みがあったときは、速やかにその可否を決定し、成年後見人等報酬助成決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(助成額の請求及び支払)

第8条 前条の助成決定を受けた者は、当該決定された助成額を速やかに成年後見人等報酬助成請求書(様式第3号)により市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに当該請求者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

(後見人等の責務)

第9条 第7条の助成決定を受けた者は、助成額を後見人等の報酬支払い以外の目的に使用してはならない。

(助成の中止及び返還)

第10条 市長は、被後見人等の資産状況及び生活状況の変化、死亡等により助成する理由が消滅したと認めるときは、第7条の規定による助成を中止し又は助成額を変更するものとする。

2 市長は、虚偽の申込みその他不正な手段により助成を受けたときは、助成額の全部又は一部の返還を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年(2008年)4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年(2021 年)4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の豊中市成年後見人等報酬助成実施要綱の規定にかかわらず、令和 3 年(2021 年)3 月 31 日までに審判により報酬額が決定した場合の助成金は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 3 年（2021 年）4 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年(2025 年)4 月 1 日から施行する。